

議案第46号

【子ども家庭支援部子ども政策課】

港区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

本案は、国の「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」の一部改正を踏まえ、満3歳以上限定小規模保育事業に係る運営基準の追加等をするものです。

【法令改正の背景】

国家戦略特別区域に限って認められていた、3歳児から5歳児までのみを対象とした小規模保育事業（以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。）について、区域に限らずに実施を可能とする児童福祉法の改正に伴い、満3歳以上限定小規模保育事業の実施について必要な運営基準を定める省令改正が行われました。

【条例改正の内容】

- ①満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業者は、満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに利用定員を定めなければならないこととします。
- ②その他規定の整備

【施行期日】

公布の日